

美咲町シンボルロード地区における建築行為のチェックリスト

記入年月日 年 月 日

記入者氏名	
名称・行為内容	
景観形成のため特に配慮した事項	

自己評価し、配慮した項目にチェックをしてください。

建築物

壁面後退	シンボルロード接面境界は、壁面後退線を道路境界から2m以上としている。 その他 ()
意匠	デザインは、シンボルロードならびに周辺環境との調和が図れるものとしている。 その他 ()
色彩	基調となる色、色の組み合わせは落ち着いた色彩にしている(マンセル表色系R(赤)系・YR(橙)系彩度6以下、Y(黄)系彩度4以下、その他の彩度2以下) アクセントカラーは最小限になるよう努めている その他 ()
建築設備	高架水槽、冷却塔、吸水管やダクト類はシンボルロード沿いに露出させていない。 その他 ()

工作物その他

屋外広告物以外の工作物	鶴岡西部地区計画と大規模建築行為の制限の基準を満たしている。 その他 ()
敷地の緑化	シンボルロード接面及びシンボルロードに正面接面しかつ側道(緑道含む)に接する宅地の側道接面は、車両出入口以外の道路境界に、植樹柵等を用いての幅員1m以上の緑地帯を設け、低木植栽以上のものを施工する。

敷地の緑化	<p>シンボルロードを正面とした場合の背面境界については、車両出入口以外の道路境界、または、境界に擁壁が施されている場合は擁壁上部に、幅員 1m以上の低木以上の緑地帯を施工する。</p> <p>その他 ()</p>
道路の出入り口の設置	<p>道路出入口の取り付けは、敷地面積 1,500 m²毎、シンボルロード正面及び背面に各 1 箇所までとしている。</p> <p>側面が道路に接面している場合は、接面間口延長が 70m毎、1 箇所としている。</p> <p>複数宅地を一画地利用する場合 ()</p> <p>その他 ()</p>
自動販売機の設置	<p>シンボルロード接面に自動販売機等を設置する場合、道路境界線からの距離を 15m以上としている。</p> <p>ジュース類の自動販売機を設置する場合、空き缶等が廃棄できるようにゴミ箱を設置し、管理する。</p> <p>シンボルロードよりセットバックした敷地内に、休憩スペースを設置し、かつ、囲い・覆い等により自動販売機を露出しないように設置する場合、空き缶等が廃棄できるようにゴミ箱を設置し、管理する。</p> <p>その他 ()</p>

屋外広告物

	広告美観維持基準
共通事項	<p>自己の氏名、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、居所又は事業所若しくは営業所及び施設に表示する。</p> <p>自己の住居、店舗又は事務所若しくは営業所及び施設の敷地外に突出しない。</p> <p>自己の管理する物件及び土地に管理の必要に基づき表示するもので、表示面積 3 平方メートル以下、地面から広告物上端までの高さが 3 メートル以下である。</p> <p>その他 ()</p>

種類		広告美観維持基準	広告物景観誘導形成基準
建植 広告	広告板 広告塔	表示面積 30 m ² 以下としている。 高さ 15m 以下としている。 道路境界から 1 m 以内かつ高さ 2.5 m 以内には表示していない。 敷地又は土地が道路に接する 1 辺の長さが 100m 以下は 1 辺に 1 個まで、100m を超える場合、50m 超える毎に 1 辺当たり 1 個の追加までとしている。 その他 ()	基調となる色は落ち着いた色彩にしている。 白黒を除き 3 色以内(写真を除く)としている。 色彩の統一を図っている。
壁面 利用 広告	広告板	表示面積が 1 面 30 m ² 以下としている。 表示面積の合計が 1 壁面につき 60 m ² 以下とし、表示面積の合計が当該壁面積の 1/3 以下としている。 垣・柵利用は高さ 1.5m 以下かつ面積 3 m ² 以下、1 辺に 1 個までとしている。 その他 ()	基調となる色は落ち着いた色彩にしている。 白黒を除き 3 色以内(写真を除く)としている。 色彩の統一を図っている。
	広告板 (壁面から 突出するもの)	表示面積が 1 面 30 m ² 以下としている 建物の上端を超えないものとしている。 その他 ()	基調となる色は落ち着いた色彩にしている。 白黒を除き 3 色以内(写真を除く)としている。 色彩の統一を図っている。
屋上 利用 広告	広告板 広告塔	1 面の表示面積が当該建物の最大壁面の 1/3 以下としている。 表示面積の合計が当該建物の壁面積の合計の 1/3 以下としている。 地上から広告物天端までの高さが 25 m 以下で建物の高さの 1/2 以下としている。 広告塔又は広告板どちらか 1 方としている。 広告塔は 1 個、広告板は 1 辺に 1 個としている。 建物の端から突出しないものとしている。 その他 ()	基調となる色は落ち着いた色彩にしている。 白黒を除き 3 色以内(写真を除く)としている。 色彩の統一を図っている。
広告幕 のぼり			破損、退色した場合は速やかに除却することとしている。 掲出期間は 2 ヶ月以内とすることとしている。 その他 ()